## 75) 海外在住者の日本の税金の取扱い

税の種類	課税・非課税の区分
所得税	日本の居住者の場合、1月1日から12月31日までの税年度内の日本在住期間中の日本・海外の所得を翌年2月16日から3月15日までに確定申告・納付。給与・年金は源泉徴収。日本の非居住者の場合は、日本の国内所得のみ課税で海外所得は非課税。日本の税制上の居住者・非居住者、二重課税防止の租税条約の定めについては要注意。
消費税	海外に2年以上居住している海外在留邦人が6カ月以内の日本一時帰国時に免税店で5千円以上の商品を購入する場合、消費税が免税。最新の入国スタンプが押印されているパスポート、6カ月以内発行の在留証明の原本、又は戸籍の附票の写しが必要。
相続•贈与税	日本国籍者は原則、国内資産・海外資産の両方が日本の相続・贈与税の課税対象。但し、相続人・被相続人、贈与者・受贈者の両方が10年以上海外在住の場合は、国内資産のみ課税で、海外資産は非課税。
住民税	1月1日時点の日本居住地の地区町村・都道府県税事務所に前年度の年収に対して6月から一括、又は分割で納付。給与・年金所得者は源泉徴収。その他の人は送付された納税通知書に基づいて納付。